【C：ルール違反の項目】

　17ページから26ページ

　アンチ・ドーピング規則違反。

「アンチ・ドーピング規則違反」には、11種類の違反がある。厳格責任で定められている通り、アスリートは自身の責任でアンチ・ドーピング規則違反に問われることを回避し、アンチ・ドーピング規則違反をしていないことも自身で証明する必要がある。また、アスリートだけでなく、サポートスタッフにも適用される違反項目がある。

▶この章の目標

1. 11のアンチ・ドーピング規則違反の内容と、アスリートとサポートスタッフに適用される項目があることを説明できる。
2. 違反を回避するために自ら必要な行動がとれる。
3. 他者と協力してクリーンスポーツ行動がとれる。

▶アスリートのみに適用される違反

1. 採取した尿や血液に禁止物質が存在すること。
2. 禁止物質・禁止方法の使用または使用を企てること。
3. ドーピング検査を避ける、拒否、実行しないこと。
4. 居場所情報関連の義務を果たさないこと。

▶アスリートとサポートスタッフとその他の人に適用される違反。

1. ドーピング・コントロールのいかなる過程において不正干渉をすること、または不正干渉を企てること。
2. 正当な理由なく禁止物質・禁止方法を持っていること。
3. 禁止物質・禁止方法を不正に取引し、入手しようとすること。
4. アスリートに対して禁止物質・禁止方法を使用または使用を企てること。
5. アンチ・ドーピング規則違反を手伝い、促し、共謀し、関与する、または関与を企てること。
6. アンチ・ドーピング規則違反に関与していた人とスポーツの場で関係を持つこと。
7. ドーピングに関する通報を阻止したり、通報者に対して報復すること。

▶厳格責任と証明責任

【11のアンチ・ドーピング規則違反】に対して、アスリート自身が役割と責務を果たし、自身のクリーンスポーツ行動を証明する必要がある。これを、「厳格責任」と「証明責任」という。自分の体内に摂り入れる物全てに責任を持ち、日頃から飲料・食事の管理、治療や薬が処方される前に禁止物質・方法の確認をするなど、自身のリスクマネジメントを必ずしよう。

▶規則違反になると？

全てのスポーツ活動が禁止となる。制裁措置が課され、周囲や自分の競技、社会への影響も生じる。

▶11のアンチ・ドーピング規則違反

1. 採取した尿や血液に禁止物質が存在すること。

（Code2.1） 競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること。

　＜制裁期間4年間＞

ドーピング検査で採取された尿や血液から、禁止物質が検出されると、アンチ・ドーピング規則違反となる。意図的であるかないか、自らに落ち度があるかないか等に関わらず、アスリートの体内に禁止物質やその代謝物、マーカーが存在した場合には、アンチ・ドーピング規則違反となる。アスリートは、常に体内に摂り入れる物に責任を持たなくてはいけない。

禁止物質や禁止方法はどこで確認すれば良いの？

禁止物質や禁止方法は、ワダが定めた「禁止表国際基準」に記載。

2.禁止物質・禁止方法の使用または使用を企てること。

（Code2.2） 競技者が禁止物質若しくは禁止方法を使用すること又はその使用を企てること。

＜制裁期間4年間＞

禁止物質・禁止方法の使用を企てたり、実際に使用するとアンチ・ドーピング規則違反となる。たとえ、禁止物質が採取された検体（尿や血液）から検出されなくても、禁止物質・禁止方法の使用を企てたことが証明されると、アンチ・ドーピング規則違反となる。

3. ドーピング検査を避ける、拒否、実行しないこと。

（Code2.3） 競技者による検体の採取の回避、拒否又は不履行。

＜制裁期間4年間＞

ドーピング検査の回避、拒否、不履行は、アンチ・ドーピング規則違反となる。アスリートは、自身がクリーンであることを証明するために、いつでも・どこでも検体採取に応じる責務がある。

　※回避・不履行とは？

* ドーピング検査の通告の後、検査を拒否すること。
* DCOやシャペロン（DCOの指示に従い、通告と検査室への誘導を行う者）を意図的に避ける・逃げること。
* DCOの指示に従わず、検査の手続きを行わない・終わらせないこと。
* ドーピング検査におけるアスリートの責務を果たさないこと。

予約した飛行機の時間に間に合わない等、検査に応じない理由にならない！

▶ケーススタディ：こんな時、どうする？

［ケース］ 体内から物質が排出される期間はみんな同じ？

競技会まであと2週間でケガをしてしまい、競技会時で禁止される物質を含む薬を処方された。医師の話では、この物質は平均的に1週間で体内から排出されるそうだ。→競技会の1週間前に薬を使用するのをやめたが、競技会の検査で禁止物質が検出されてしまった！

★チェックポイント：体の大きさや代謝により、薬の排出期間は個々人により異なる。

　＜ここからアスリートがとるべき行動＞

　遡及的TUE申請の準備をしよう。

　アスリートが事前に医師に伝えておくべきこと：禁止物　質を含まない薬での治療。TUE付与条件と遡及的申請をする可能性。アスリートの厳格責任の原則。

4. 居場所情報関連の義務を果たさないこと。

（Code2.4） 競技者による居場所情報関連義務違反。

＜制裁期間2年間＞

RTP に登録されたアスリートが、居場所情報の提出や更新の義務を果たさなかった場合の「提出義務違反」及び「検査未了」を12か月の間に3回累積すると、アンチ・ドーピング規則違反となる。

RTPのみに適用される2つの「居場所情報関連義務違反」。

1. 提出義務違反

・提出期日までに居場所情報を提出しなかった場合。

・提出された情報に不備があった場合。

・最新情報に更新を行わなかった/されていない場合。

1. 検査未了　・アスリート自身で指定・提出した「60分時間枠」の時間と場所で検査に応じなかった場合。

アンチ・ドーピング規則違反となる例：初めの違反から、12か月の間に3回積み重なる（累積する）とアンチ・ドーピング規則違反となる。

5.ドーピング・コントロールのいかなる過程において不正干渉をすることまたは不正干渉を企てること。

（Code2.5） 競技者又はその他の人が、ドーピング・コントロールの一部に不正干渉を施し、又は不正干渉を企てること。

＜制裁期間4年間＞

ドーピング・コントロールに関わるどの側面であったとしても、意図的に妨害・介入すること（不正干渉）は、アンチ・ドーピング規則違反となる。ドーピング・コントロールとは、検査の一連の流れや、TUE、検体の分析、結果管理等の全ての段階及び過程のこと。

※どんなことが「不正干渉」の行為？

ドーピング・コントロールの過程における意図的な妨害または妨害を企てることを指す。結果管理手続き中に発生する不正行為等も含まれる。例は以下の通り。

* TUE申請の書類・聴聞パネルに提出する書類等を偽造する。虚偽の内容を記載・提出・証言する。
* 検体の成分を操作する。
* DCOやシャペロンを脅す。
* 検体採取の妨害を企む。
* 検査キットを故意に壊す。

6. 正当な理由なく禁止物質・禁止方法を持っていること。

（Code2.6） 競技者又はサポートスタッフが禁止物質又は禁止方法を保有すること。

<制裁期間4年間>

治療のための使用等の正当な理由を証明できない場合、禁止物質・禁止方法を保有することはアンチ・ドーピング規則違反となる。

サポートスタッフの役割と責務：サポートスタッフは、アスリートがアンチ・ドーピングのルールに違反しないよう指導する立場で、お手本となる必要がある。この違反項目に該当しなかったとしても、自身の責務と矛盾するような個人的な行動はするべきではない。

※「正当な理由」とは？

* アスリートがTUEを取得しており、そのTUEにもとづいて禁止物質・禁止方法を保有している場合。
* 医師の処方せんにもとづくと証明できる場合。
* サポートスタッフがアスリートへの緊急時の医療・治療行為として禁止物質を保有する場合。

以上の「正当な理由」は、アスリートやサポートスタッフが証明する必要がある。

7. 禁止物質・禁止方法を不正に取引し、入手しようとすること。

（Code2.7） 競技者又はその他の人が、禁止物質若しくは禁止方法の不正取引を実行し、又は、不正取引を企てること。

＜制裁期間4年間＞

アスリートやサポートスタッフが禁止物質・禁止方法を販売すること、与えること、輸送、送付、配送することまたはそれを企てることは、アンチ・ドーピング規則違反となる。

8. アスリートに対して禁止物質・禁止方法を使用または使用を企てること。

（Code2.8） 競技者に対して禁止物質若しくは禁止方法を投与すること、若しくは投与を企てること。

＜制裁期間4年間＞

アスリートに対して、禁止物質・禁止方法の提供、供給、管理をすること、勧めること、又は使用や使用の企てに参加することは、アンチ・ドーピング規則違反となる。

▶ケーススタディ：こんなときどうする？

［ケース］ まさか、自分のコーチが？

コーチがこっそり注射器を捨てているのを見てしまった！→【ドーピング通報窓口】に連絡しよう！

→ドーピング調査が行われ、コーチが別のアスリートにドーピングさせていたことが明らかになった。

　★チェックポイント：禁止物質・方法の使用を企てることも、アンチ・ドーピング規則違反になる。

アスリートがとるべき行動：自身のスポーツ環境をクリーンなものにするために、アスリート自身が声をあげたり、行動することが大切。

9. アンチ・ドーピング規則違反を手伝い、促し、共謀し、関与する、または関与を企てること。

（Code2.9） 競技者又はその他の人が、違反関与を行い、又は違反関与を企てること。

＜制裁期間2年間＞

アスリートやサポートスタッフが、禁止物質・禁止方法の使用を支援したり、企んだり、企みを助けることはアンチ・ドーピング規則違反となる。また、禁止物質・禁止方法の使用をそそのかしたり、隠すこと、意図的な違反への関与、物理的・心理的な支援もアンチ・ドーピング規則違反となる。

10. アンチ・ドーピング規則違反に関与していた人とスポーツの場で関係を持つこと。

（Code2.10） 競技者又はその他の人が特定の対象者と関わること。

＜制裁期間2年間＞

特定の対象者を自身のコーチやトレーナーにする等、トレーニング上のサポートを受けたり、サービス（戦術、栄養、治療等）を受けたり・求めたり、スポーツの場で関わることは、アンチ・ドーピング規則違反となる。

特定の対象者：下記いずれかに該当する人。

* アンチ・ドーピング規則違反によって、資格停止期間中の人。
* アンチ・ドーピング規則違反とされる行為に対して、刑事上・職務上の手続きにおいて有罪判決を受けた人。

11. ドーピングに関する通報を阻止したり、通報者に対して報復すること。

（Code2.11） 競技者又はその他の人が、当局への通報を阻止し、又は当局への通報に対して報復する行為。

＜制裁期間2年間＞

ドーピング行為を通報・情報提供する人を阻止、妨害、脅したり、通報を理由に通報者が不利益になるようなことを行うのは、アンチ・ドーピング規則違反となる。

ドーピング行為を見、聞き、知り、発見した時に“スピークアップ”= 匿名で通報することは、アスリートの権利！

▶ADO（アンチ・ドーピング機関）に聞いてみよう！

アスリート：禁止物質が体内から検出されることだけが違反じゃないんだね。

ADO：そうだね。ドーピング検査を拒否・妨害したり、クリーンスポーツのための積極的な行動を妨害する行為も違反になるんだよ。

アスリート：自分が違反にならないようにするのはもちろんだけど、アスリートとしての役割と責務を積極的に果たしていくことで、周りの人たちと一緒にスポーツをより良くしていけるんだね！